

「若者向けDV等予防啓発事業」講師派遣実施要領

1 目的

男女間における暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）は、婚姻関係にあるか否かに関わらず、また、年齢を問わず発生し、若い恋人たちの間でも起きている。

また、性暴力については、被害者の多くが被害にあったことを誰にも相談できずにいると言われており、若年層の被害も潜在化していると推測される。

DV及び性暴力（以下、「DV等」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その対策が急がれていることから、「若者向けDV等予防啓発事業」として若年層を対象にDV等に関する知識を普及することによりDV等の発生を未然に防止すると共に、早期の支援へつなげる。

2 対象

県内の中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び短期大学等（以下「中学校等」という。）の生徒及び学生を対象とする。

3 実施方法

- (1) 「若者向けDV等予防啓発事業」は、中学校等が主催するもので、授業や学校行事の一環として実施することとする。
- (2) 講師の派遣を希望する中学校等（以下「依頼学校等」という。）に対し県は、専門的な知識や経験を有する者2名程度を講師として選定のうえ、派遣する。
- (3) 講師の派遣日時は、子ども家庭課において、依頼学校等及び講師と調整して決める。
- (4) このほか、講師派遣にあたっての詳細については、子ども家庭課と依頼学校等で協議して決める。
- (5) 依頼学校等は、「若者向けDV等予防啓発事業」実施後にDV等に関するアンケートを行うなどして、意見・感想等を報告書としてまとめ、県に提出することとする。

4 手続き

- (1) 依頼学校等は、申込書（別記様式1）を、子ども家庭課へ提出し、講師派遣の申込みを行う。
- (2) 子ども家庭課長は、前項による申請の内容を審査し、適当と認める場合は、講師の派遣を決定し、依頼学校等に通知するとともに、派遣にあたり必要な事項を調整するものとする。
- (3) 依頼学校等は、派遣終了後、実施報告書（別記様式2）を子ども家庭課へ提出する。

5 実施に係る経費の負担

- (1) 講師に対する謝金及び旅費については、県の関係規定に基づき、予算の範囲内において県が負担する。
- (2) その他、実施に要する経費（消耗品費、通信運搬費、会場貸上料等）は依頼学校等が負担する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は平成20年8月20日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式 1)

第 号
年 月 日

岐阜県健康福祉部子ども・女性局

子ども家庭課長 様

代表者

令和 年度「若者向けDV等予防啓発事業」講師派遣申込書

下記のとおり、講師の派遣を希望します。

記

日 時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
参加者の概要			参加人数	人 (内訳: 女子 人、男子 人)
テーマ	1 DV 2 性暴力 (どちらかを選択)			
会場名				
(住 所)				
連絡先	所属名		職・氏名	
	電 話		F A X	
	メール			
その他の特記事項				

<申込先>

〒500-8570 (住所記載不要) 県庁子ども家庭課

TEL : 058-272-8326 FAX : 058-278-2644

メール : c11217@pref.gifu.lg.jp

(別記様式2)

第 号
年 月 日

岐阜県健康福祉部子ども・女性局

子ども家庭課長 様

代表者

令和 年度「若者向けDV等予防啓発事業」講師派遣に係る実施報告書

のことについて、下記のとおり報告します。

記

日 時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
講師氏名				
参加者の概要			参加人数 人 (内訳:女子 人、男子 人)	
会場名				
(住 所)				
実施の成果				
連絡先	所属名		職・氏名	
	電 話		F A X	
	メール			
その他の特記事項				

※当日の配付資料とアンケート結果を添付してください。

<提出先>

〒500-8570 (住所記載不要) 県庁子ども家庭課
TEL: 058-272-8326 FAX: 058-278-2644
メール: c11217@pref.gifu.lg.jp